

(1) 地域福祉

【現状と課題】

- 国は、制度・分野ごとの「縦割り」や、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、住民一人ひとりの暮らしや生きがいをともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指している。
- 本市では、民生委員・児童委員による相談支援や、社会福祉協議会と連携しながら、地域交流サロンの開催やボランティアの活動支援、市民後見人の養成による権利擁護など、地域福祉活動の充実に取り組んできている。
- しかしながら、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、身寄りのいないひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加傾向にある。
- 今後は、地域のボランティア活動等への支援を通じて、高齢者や障害者など、日常生活に不安や悩みを抱えている人たちの交流の促進や権利擁護の充実をはかるとともに、地域住民や企業、関係団体等の地域活動への参加を促進しながら、ともに支え合う地域社会づくりをすすめることが必要となっている。

【第六期帯広市総合計画における主な取り組み】

- 民生委員・児童委員による相談支援
- 地域交流サロンの活動促進
- 市民後見人の養成、成年後見支援センターの運営
- グリーンプラザの維持管理
- ボランティアセンターの運営支援
- 地域福祉計画の推進

【今後の取り組みの方向性】

- 高齢者、障害者、子どもなど多世代の人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に暮らす市民や関係する団体等がつながり、支えあいながら、地域福祉の推進をはかる。

平成29年度 施策評価表

総合計画体系	まちづくりの目標	2 健康でやすらぐまち	評価担当部	保健福祉部
	政策	2-2 やすらぎのあるまちづくり	関係部	
	施策	2-2-1 地域福祉の推進		
	施策の目標	市民、福祉団体、ボランティア団体などと行政の協働により、ともに支え合う地域福祉の環境づくりをすすめます。		

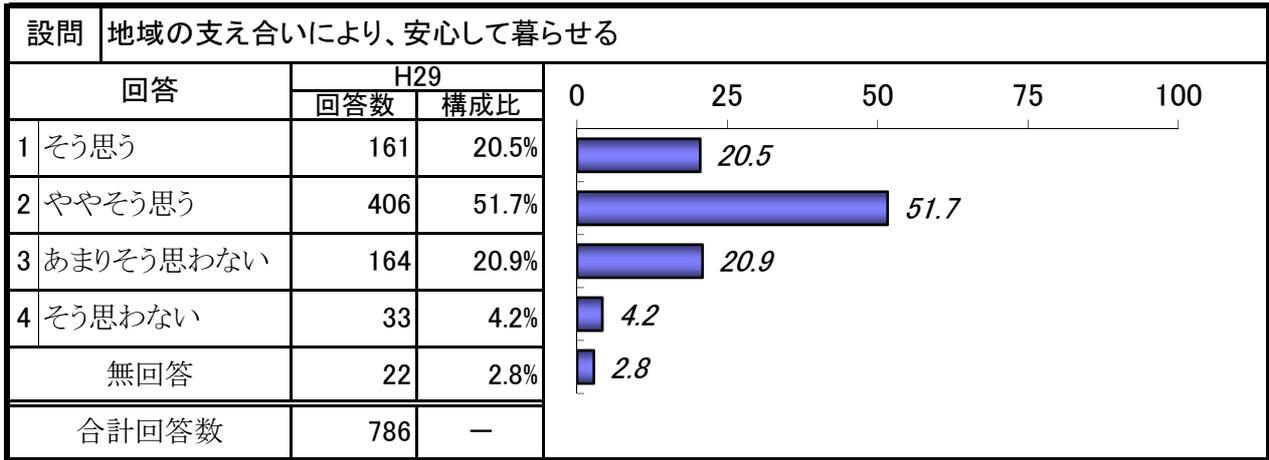
1. 成果指標による判定

成果指標	単位	H28(実績) H28(目標)	判定	実績値の年次推移
1 地域交流サロンの参加者数	人	21,571	a	
		14,500		
2 ボランティアセンター登録者数	人	3,816	a	
		3,616		
成果指標による判定			a	

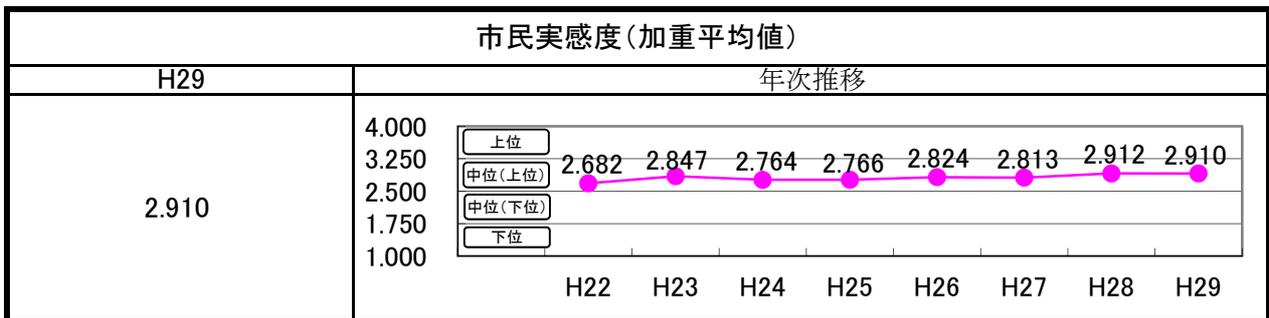
2. 成果指標の実績値に対する考え方

「地域交流サロンの参加者数」は、前年に比べ754人減少しましたが、目標値を上回りました。
 「ボランティアセンター登録者数」は、前年に比べ182人減少しましたが、目標値を上回りました。
 高齢化に伴う退会者がいるものの、東日本大震災や昨年発生した台風10号に伴う災害などを機にボランティアへの関心が高まっていることが主な要因と考えます。

3. 市民実感度による判定



上記の回答で3(あまりそう思わない)または4(そう思わない)を選んだ理由	H29	
	回答数	構成比
a 地域住民の互いに支え合う意識が低いから	121	65.1%
b 不安や心配事を地域で相談できる場所がないから	34	18.3%
c 福祉ボランティアの活動が活発でないから	10	5.4%
d その他	21	11.3%
有効回答数		186



市民実感度による判定 **b**

4. 市民実感度調査結果に対する考え方

市民実感度は、「そう思う」と「ややそう思う」の合計回答数の割合が72.2%となっており、中位(上位)にあります。市民や関係団体との協働による地域交流サロンの設置やボランティア活動の促進など、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組んでいることなどが、一定程度市民に評価されたものと考えます。

一方で、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を選んだ理由としては、「地域住民の互いに支え合う意識が低いから」の割合が最も高くなっています。全国的な傾向でもある少子高齢化や核家族化の進行に伴う地域社会における人間関係の希薄化が要因として考えられます。

地域共生社会が求められる社会背景

出典：第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 資料（平成28年7月15日開催）

これまで我が国の公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきた。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じている。

具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りになっている。この点に関し、生活困窮者に対する包括的な支援を謳った生活困窮者支援法も、新たな縦割りの制度に陥っていないか、十分に検証が必要である。

また、今後は、地方圏・中山間地域を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来通りの縦割りでサービスをすべて用意するのは困難となってくることも予想される。

今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

（参考1）

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

「地域共生社会」の実現

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとつながりの強化

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

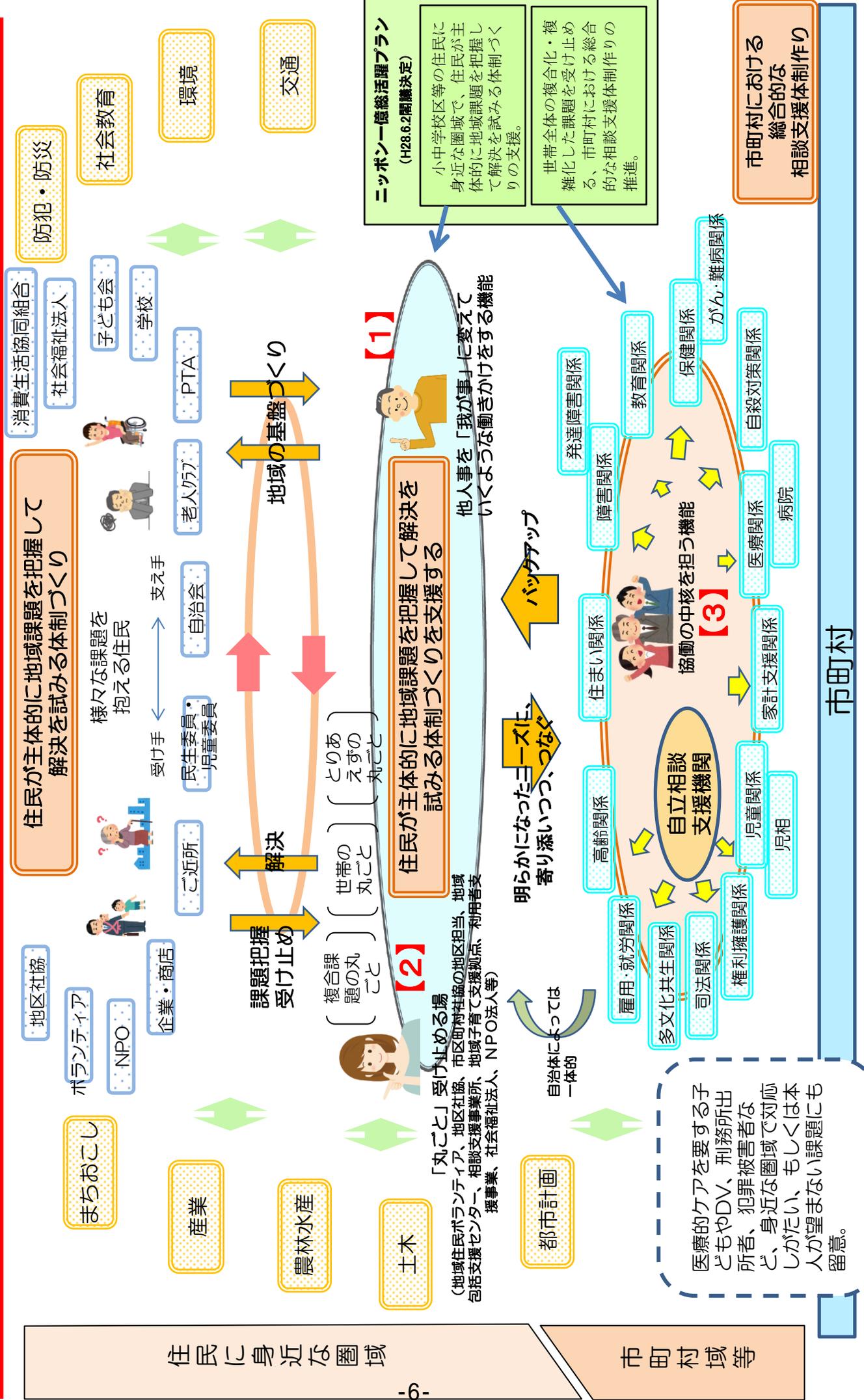
- 平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）等
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方等
- ③共通基礎課程の創設等

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(法第106条の3第1項関係)(P13~28)

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じた様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備に関する事項
(法第106条の3第1項第1号関係)
<P13~22>

2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項
(法第106条の3第1項第2号関係)
<P22~25>

(※) 地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項
(法第106条の3第1項第3号関係)
<P25~28>

4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について <P28>

● 地域福祉に関する活動を促す活動を行う者に対する支援

- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施
- 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくり)に資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等)

● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議)

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

例2: 地域包括支援センターのプラランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等)
- 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)

● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援

その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議)

<展開の例>

・ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。

・ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。

・ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手

・ 支援に関する協議及び模範の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等)

・ 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携)

・ 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)

住民に身近な圏域(※)

市町村域

都道府県域

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
- ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等

⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

【高齢者を対象にした相談機関】
地域包括支援センター

共生型
サービス

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

生活困窮者支援

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

子ども・子育て 家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】
地域子育て支援拠点
子育て世代包括支援センター
等

障害者

地域移行、地域生活支援
【障害者を対象にした相談機関】
基幹相談支援センター 等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

地域共生社会に向けた帯広市における支援体制の現状

